

子どもの権利に係る広報活動についての検討について

権利の侵害を受け、つらい立場にある子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援活動を行うには、まず、子どもや保護者など、多くの方々に子どもの権利について広く知ってもらう必要があります。

このことから、実際の相談・救済とともに、広報活動は重要といえます。

今まで、パンフレット、カードの配布などの活動を行ってきましたが、子どもの権利条例の認知度は十分とはいえません。

今後の広報活動について、新たなツール作成など検討が必要となっています。

北広島市の広報・啓発物品

周知用パンフレット（大人用）

周知用パンフレット（小学 1 年～3 年用）

周知用パンフレット（小学 4 年以上）

子どもの参加ガイド

ポスター

子どもの権利相談カード

紙芝居

広報紙

他自治体の啓発物品

P2 以降に一例を掲載

1 広報・啓発活動

(1) 子どもアシストセンターの広報物

ひとりではやまないで
電話・メールしてね
子ども専用(無料)
0120-66-3783
011-211-3783
assist@city.sapporo.jp
子どもアシストセンター

相談カード (名刺の大きさ)
【配布時期】5月・8月
【対象】
全小学生(5月)
全中学生・全高校生(8月)

リーフレット
【配布時期】5月
【対象】小4、中1、
高校
子ども向けチラシ
【配布時期】5月
【対象】小1

子どものこと一緒に考えましょう!!
子どもアシストセンター
子どもに関する悩みも幅広くお答えし、
子どもの権利を守り、心豊かな子どもを育てるのをサポートします。

保護者向けチラシ
【配布時期】随時
【対象】主に大人
※あしすと出前講座の出席者等に配布

あしすと通信 vol.14
メールに込められた「思い」に寄り添う
子どもアシストセンターのメール相談の実績は全年度
1,141件。そのうち約8割はメール相談です。保護者や子どもから寄せられた
さまざまな悩みや相談内容について、保護者のみなさんに共有し、
子育てのヒントや参考になるような情報を提供していきます。

保護者向け広報紙
【配布時期】7・11月
【対象】全小中学生の保護者
高校、公共施設等

◎ 新たに行った広報活動

- ① 市内の児童会館に相談カードを設置 (各 200 枚、カードホルダー付き)
- ② 各区役所 1 階の交付呼び出しモニター (7/1~7/31)、駅前通地下歩行空間 (6/13~6/19) でCM放映



2 広報・啓発物品の一覧

せたホッとポスター



相談カード



小学生用リーフレット



中学生以上用リーフレット



メモ帳



消しゴム



クリアファイル



イベント用Tシャツ



イベント用のぼり



イベント用のれん



2 配布物

◆周知用カード

こんなとき

ちよっとしんどくて、
いいたいことが
いえないなあ

おこられた・・・
ほなし
話もきいてほしいなあ

いじめられたくないけど、
どうしたらいいのが
わからない・・・

ほなし
お話しさせてね。

0120-931-170
携帯・PHS OK

ほっとできるように
いっしょに
一緒に考えてみませんか？

ひみつはまもります

宝塚市
**子どもの権利
サポート委員会**

**ひみつは
まもります**

0120-931-170
携帯・PHS OK <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時

ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：フレミア宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号

◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
電話でも会いに
来ても大丈夫だよ

一緒に考える
話しはじっくり
きくよ

調べる・助ける
解決に向けて関係
者へ協力・協力
してもらおうよ！

解決

ほっとできるように一緒に考えてみませんか？

受付方法：電話、来所
受付時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時

ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：フレミア宝塚2階
〒665 0867 宝塚市売布東の町12番8号

0120-931-170

宝塚市ホームページ
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

お問合せ
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

◆周知用リーフレット

宝塚市
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めていきます。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会
子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする
子どもの権利サポート委員会の相談員が電話にできます。
0120-931-170
(携帯・公衆電話からも無料です)

会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者
(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：早1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
フレミラ宝塚2階
〒665-0867 宝塚市赤布東の町12番8号
阪急電鉄赤布神社・中山崎駅駅から徒歩10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市
子どもの権利サポート委員会

たからづかし
こどものけんり さぼーといいんかい



相談ダイヤル (無料)
0120-931-170
http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/



ひとり なや 一人で悩まないで、思い切って電話してきてね！ ひみつはまもりまします

こんなとき…

- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

子どもの権利サポート委員会
無料の相談電話
0120-931-170

まずは、相談員があなたの話をじっくり聴きます。
直接相談室にも来てください。

話してみてもいい

- 友だちのこと
- 家族のこと
- パイト先のこと
- その他どんなことでも話してみてもいい
- 学校のこと
- 自分のこと

相談はどなたからでもできます
子どもの気持ちを一番大切に考えます
自分ごとだけでなく、自分ごとでも大丈夫です

解決

- 元気になった
- ほんとした
- 困ったことがあれば、また相談してください。
- どうすればいいかわかった
- 安心した、もう大丈夫

相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いします。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらおう。関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたと話し合ったことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょに考える

- あなたの気持ちや意見をじっくり聴きます。
- 一番よい方法をいっしょに考えていきます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 蛍光、ボールペン



(4) 広報活動

平成 27 年 4 月に、相談の電話番号やメールアドレス等を記載した名刺大のカードと子ども支援センター及び子ども支援委員会の機能について説明したチラシを、県内の小学校 4 年生から高校 3 年生までの全員に学校を通じて配付（約 188,800 部）しました。

同時に市町村、児童相談所等の県関係機関、県下の子どもに関する NPO 等相談窓口にもカードとチラシを送付しました。

平成 27 年 9 月には、県下の児童館、図書館等にカードとチラシを送付し、配架の依頼をしました（約 2,200 部）。

さらに 12 月には、名刺大カードを改訂した「紙定規」を、県内の小学校 4 年生から高校 3 年生まで全員に学校を通じて配付しました（約 188,800 部）。

また、平成 27 年 5 月には、FM 長野の番組で、職員が子ども支援センターの紹介をしました。

4 月配付のカード

〈表〉



〈裏〉



12 月配付の定規型カード

〈表〉



〈裏〉



ながのけん ^こ ^{しえん}
長野県子ども支援センターは
 みんなの相談を待っています

こま づらい
 困ったこと、つらいことで
 なや 悩んでいるあなたへ

とも けいぞく
 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも
 なや 悩んだときは、話を聞かせてください
 ひみつ かくら まち
 秘密は必ず守ります



そうだん
相談してみよう



でんわ そうだん
電話で相談する



こ せんよう おりよう
子ども専用ダイヤル(無料) 0800-800-8035
 おとなよう
大人用 026-225-9330

そうだん ようび じかん
相談できる曜日と時間

げつ ど せいぶん こと びつ せきつ ねんまつねんし やす
月～土 午前 10:00 ～ 午後 6:00 (日曜日・祝日・年末年始は休み)

メールで相談する



メールアドレス

kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

※お返事には、時間がかかることがあります。



あ 会って相談する



ば しょ ながのし おおあざみなながのあざはした
場 所 長野市大字南長野字幅下 692-2

けんちよう かにが
県庁子ども・家庭課

※会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)

- ^こ 子どもだけでなく、^{おとな} 大人も相談できます
- ^{どようび} 土曜日にも相談できます



長野県PRキャラクター「アルコム」
 ©長野県アルコム

長野県は子ども支援に取り組みます!

長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、いじめ、体罰等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたちも存在します。

長野県は、このような子どもたちの相談・救済に主眼を置きつつ、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、子どもの様々な相談に応じる「長野県子ども支援センター」といじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する「長野県子ども支援委員会」を平成27年4月に設置しました。



長野県県民文化局

長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

子ども自身だけでなく、保護者などの大人からの相談も受けます。

なお、いじめや体罰といった子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

長野県子ども支援委員会とは

いじめ、体罰等による人権侵害に悩む子どもや保護者からの申出を受け、公平・中立な立場で調査・審議する機関です。

子ども支援委員会は、人権侵害に悩む子どもの最善の利益を実現するために必要な支援を行います。

長野県子ども支援センター

長野県県民文化局こども・家庭課内

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-225-9330 ✉kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

3 広報活動

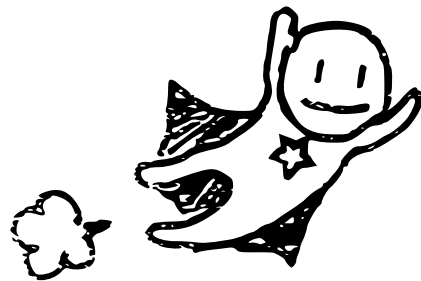
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやチラシの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にカードを配ったり、中学生アンケートにチラシを付けて配ったりしています。町内の図書館など、子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなどを配布しました（4.その他の活動を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード

